

# 北見支部ニュース

R05.05.01 発行

(一社)北海道建築士会北見支部 北見市花月町 18-18  
(株)清和設計事務所内 TEL 61-1131

## ■北見市からのお知らせ

### 1. 木造住宅耐震改修等補助事業（申込期間：9月末まで）

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震化の促進を図るため、耐震診断や耐震設計、耐震改修工事費用の一部を予算の範囲において補助いたします。

耐震診断	耐震診断費用の2/3以内（上限6万円）
耐震設計	耐震設計費用の2/3以内（上限10万円）
耐震改修工事	耐震改修工事にかかる経費毎に下記金額 100万円未満の場合、20万円 100万円以上200万円未満の場合、30万円 200万円以上300万円未満の場合、50万円 300万円以上の場合、70万円

### 2. 北見市住宅工事改修補助事業（申込期間：5月18日～5月31日まで）

市内の建設業者が施工する既存住宅の省エネルギー改修、バリアフリー改修など、対象改修工事費用の合計額が30万円（消費税を除く）以上の場合について、北見市が定める基準額の20%かつ20万円を限度に予算の範囲内において補助いたします。

また、申請者が居住するための、空き住宅を改修する場合も対象となります。

（転居済み住宅又は空き住宅の場合は基準額の20%かつ30万円を限度）

省エネ改修工事	断熱改修工事（床、壁、天井、開口部） 節水型トイレへの取替え工事 節湯水栓への取替え工事 高断熱浴槽への取替え工事 ※市が定める「対象工事判断基準」に適合している事。
バリアフリー改修工事	通路幅の拡張 階段、浴室、便所、出入口の戸、滑りにくい床への改良 手すりの設置 段差の解消 風除室の設置 ※市が定める「対象工事判断基準」に適合している事。

### 3. 北見市空家等除却補助事業（申込期間：6月12日～6月23日まで）

管理不全な危険空家等を除却し、市民の安全で安心な暮らしを確保するとともに、現行の耐震基準となる前に建築された老朽空家等の除却を促進することで、危険空家等の発生を予防し、地域の良好な環境を保全することを目的として、下記の空家等を除却する場合に、その費用の一部を予算の範囲内で補助いたします。

#### ①危険空家等除却型（最大50万円）

- ・倒壊した場合に隣接する敷地又は道路等に著しい被害をもたらすおそれがあるもの
- ・危険空家等に該当すると判断されたもの
- ・住宅以外の場合は、落雪等により周囲に被害を及ぼすおそれがあると判断されたもの
- ・一年以上使われていないこと

※裏面もご覧ください※

②老朽空家等除却型（最大 20 万円）

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物であること
- ・落雪等により周囲に被害を及ぼすおそれがあると判断されたもの
- ・一年以上使われていないこと

詳細は、北見市役所都市建設部建築指導課（TEL:0157-25-1154）までお問い合わせください。

#### 4. 北見市地域材利用推進林業等振興対策事業

林業・木材産業の振興と森林整備の推進、地域材をはじめとする木材利用の推進を図るために、林業等振興対策事業を実施する方への費用の一部を助成します。

○対象事業

①林業機械及び木材加工機械の導入又は更新

- ・機械の購入費

②木材加工場等整備、木質バイオマス利用施設等整備

- ・機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設舗装工事費

③地域材活用建築物整備（地域材を積極的に活用した木造建築物）

- ・建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び施設舗装工事費

○補助率等

- ・補助対象経費の 1/2 以内(上限 1,000 万円)
- ・国及び道補助金等の対象事業の場合、補助残額のうち対象経費の 1/4 以内(上限 1,000 万円)
- ・予算の範囲内での補助(予算額 3,000 万円)
- ・①②は補助対象経費が 100 万円以上であること
- ・③は延べ床面積 300 m<sup>2</sup>以上かつ 1 m<sup>2</sup>当たり地域材利用量が 0.18 m<sup>3</sup>以上であること
- ・条件により古品古材を事業対象

URL:<https://www.city.kitami.lg.jp/administration/news/detail.php?news=675>

詳細は、北見市役所農林水産部農林整備課（TEL:0157-25-1143）までお問い合わせください。

■支部ニュースでお知らせする会員向け情報を随時募集しています。

■住所、氏名、資格、勤務先等に変更があった場合は遅滞なく変更届の提出をお願いします。

(一社)北海道建築士会ホームページより届出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、北見支部事務局（(株)清和設計事務所）までご持参ください。

【届出書】[http://h-ab.com/download/association/app\\_statement01.pdf](http://h-ab.com/download/association/app_statement01.pdf)

■メールアドレスの登録について

一般社団法人北海道建築士会及び北見支部からの情報は支部ニュースでお伝えしておりますが、各月の支部ニュースでは情報が遅くなることもあります、メールでの配信を併用しております。メールでの配信を希望される方は、

事務局（h.ab.kitami@gmail.com）までメールアドレスをお知らせください。

※今月の会員紹介コーナーはお休みさせていただきます。